

平成 16 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 ケーユー
代表者の
役職氏名 取締役社長 井上 恵博
(コード 9856 東証第二部)
問合せ先 専務取締役 今関 諭志
T E L 042(796)6111

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 29 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストック・オプションの実施を目的とした新株予約権の発行に関する議案を、下記のとおり平成 16 年 6 月 28 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役及び執行役員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストック・オプションの目的で当社及び当社子会社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領（5）に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

2. 新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び執行役員

（2）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 520 千株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

5,200 個

(新株予約権1個当りの目的となる普通株式数100株)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年10月1日から平成21年9月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役員の地位にあることを要す。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、 に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(7) に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権の具体的な発行及び割当の内容については、平成 16 年 6 月 28 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会以降に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以上